

2008年5月23日

各 位

上場会社名 中外製薬株式会社
コード番号 4519 (東証 第一部)
本社所在地 東京都中央区日本橋室町 2-1-1
代 表 者 代表取締役社長 永山 治
問い合わせ先 責任者役職名 広報 I R 部長
氏 名 富樫 守
電 話 番 号 03(3273)0881

当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、2008年5月23日開催の取締役会において、ロシュ・ファームホールディング・ビー・ヴィによる当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について下記のとおり意見を表明することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 商 号	ロシュ・ファームホールディング・ビー・ヴィ
(2) 事 業 内 容	株式保有及び関係会社に対する融資
(3) 設 立 年 月 日	1982年4月7日
(4) 本 店 所 在 地	オランダ王国 ヴォールデン ジー・アール 3446 ベネルクス通り 2A
(5) 代表者の役職・氏名	取締役会長 ビート・リープヘル
(6) 資 本 金	467,847,857 ユーロ
(7) 大株主及び持株比率	ロシュ・ファイナンス・リミテッド 100%

(8) 買付者と対象者の関係等	資本関係	公開買付者は、当社の発行済株式総数の約 50.1% (280,293,245 株) (2007 年 12 月 31 日現在) の株式を保有しており、親会社であります。また、公開買付者は当社の新株予約権付社債を保有しております。当該新株予約権付社債の残高は 300 百万円 (2007 年 12 月 31 日現在)、当該新株予約権の目的となる株式の総数は 224,556 株 (2007 年 12 月 31 日現在) であります。
	人的関係	該当事項はありません。なお、当社の取締役兼専務執行役員であるクリストファー・マレー氏、当社の取締役であるフランツ・ベルンハント・フーマー氏、ウィリアム・エム・バーンズ氏、ジョナサン・ケー・シー・ノールズ氏及びエーリヒ・フンツィカー氏は、いずれも公開買付者の発行済株式総数の全部を間接保有するロシュ・ホールディング・リミテッド又はその子会社であるエフ・ホフマン・ラ・ロシュ・リミテッドの役員又は従業員であります。
	取引関係	当社は公開買付者に対し株式配当金及び社債利息の支払を行っております。なお、当社は、公開買付者とのアライアンスにより、日本市場におけるロシュ・グループ唯一の医薬品事業会社となり、エフ・ホフマン・ラ・ロシュ・リミテッドとの間で共同研究開発、開発品の導入・導出及び製品・原材料等の仕入れなどを行っております。
	関連当事者への該当状況	当社は、公開買付者の連結子会社であり、関連当事者に該当します。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、2008 年 5 月 23 日開催の取締役会において、公開買付者であるロシュ・ファームホールディング・ビー・ヴィ [本社：オランダ] (以下「ロシュ・ファームホールディング」といいます。) による本公開買付けに賛同する旨、及び、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様判断を委ねる旨の決議をいたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の理由

エフ・ホフマン・ラ・ロシュ・リミテッド [本社：スイス] (以下「ロシュ」といいます。) 及びそのグループ会社 (以下「ロシュ・グループ」といいます。) は医薬品ならびに診断薬事業における世界有数の企業の一つであり、疾病の早期発見、予防、診断、治療のための革新的な製品とサービスを提供しております。ロシュ・グループはがんや移植における体外診断薬や治療薬の世界的リーダーであり、またウイルス領域ではマーケットリーダーでもあります。さらに、移植免疫、感染、代謝性疾患、中枢神経系などの重要な領域にも取り組んでおります。2007 年度のロシュ・グループ全体の売上は 461 億スイスフランであり、研究開発投資は 84 億スイスフランに達しています。

米国に次いで世界第 2 位の市場規模である日本においては、ロシュ・ファームホールディングは 2001 年 12 月に当社と医薬品事業統合を柱とする戦略的アライアンスに関する基本契約 (以下「基本契約」といいます。) を締結しました。これと同時に、ロシュとの間で締結した日本包括的権利契約 (Japan Umbrella Rights Agreement) により、当社は、ロシュ・グループの日本市場における唯一の医薬品事業会社となり、ロシュが有する開発候補品の日本における開発・販売について第一選択権を保有することとなりました。

一方、当社とロシュが 2002 年 5 月に調印した (日本を除く) 世界包括的権利契約 (Rest of the World Umbrella Rights Agreement) により、ロシュは当社が海外での開発候補品の開発・販売を行うにあたりパ

ートナーを必要と判断した場合には、当社が有する開発候補品の海外（大韓民国を除く）における開発・販売について第一選択権を保有することとなりました。

また、当社とロシュは、2002年9月にバイオ医薬品探索及び低分子合成医薬品研究における研究協力契約を締結しております。

このような経緯の下、2002年10月に当社が日本ロシュ株式会社と合併するとともに、ロシュ・ファームホールディングが当社の株式の約50.1%を取得し、基本契約に基づく戦略的アライアンスを開始しました。

統合後、当社は、医療用医薬品事業専体制を敷き、自社の強みである抗体医薬研究及び低分子医薬探索により独自性の高い革新的医薬品の創製に注力するとともに、ロシュとの協働により「がん」領域をはじめとする戦略領域での臨床開発パイプラインと製品ラインナップの充実を図り、国内トップクラスの競争基盤構築を進めてまいりました。2007年度には研究段階にあるテーマのうち、がん（2品目）及び糖尿病関連（1品目）の計3品目をロシュへ導出し、ロシュと海外共同開発・販促契約を締結した自社創薬の抗体医薬品「アクテムラ」が欧米で申請されました。さらに、同年にはロシュから導入した抗がん剤「アバスチン」、「タルセバ」を国内で上市するなど、アライアンスの成果が本格的に結実するステージを迎えつつあります。

当社とロシュ・グループとのアライアンスは、通常の企業買収や合併事業とは異なる新しいビジネスモデルの確立を目指しております。当社は、ロシュ・ファームホールディングの連結決算の対象会社であります。また、ロシュ・グループとの取引にあたっては、独立当事者間取引価格による公正な取引を実施しております。

なお、2008年3月末時点の取締役14名のうち、5名はロシュ・グループのメンバーであり、そのうち1名は常勤取締役ですが、取締役の半数に至る状況にはないことから、経営の独立性が確保されていると認識しております。また、経営の独立性・客観性を一層高める観点から、ロシュ・グループ外から社外取締役3名を選任しております。

当社とロシュとは、Management Committeeをはじめとする6つのJoint Committeeを両社間で設立し、定期的会合などを通じて、相互理解を深め、協力体制を強化してきました。人財交流も各レベルにおいて積極的に行ってまいりました。

当社は2008年度から2012年度を実行期間とする中期経営計画「Sunrise 2012」として、「連結売上高4,600億円、連結営業利益800億円（2012年12月期）」を目標に掲げています。この目標を実現するためには、当社独自の強みとロシュとの緊密な協働関係を活かした競争優位性の更なる強化・充実を推し進めることが重要です。

今回、ロシュ・ファームホールディングが当社株式保有割合を引き上げることにより、これまでのロシュ・グループと当社の関係を更に強化することが可能となるとともに、強固な経営基盤が確立されるものと考えます。

また、今回の当社株式保有割合の引き上げは、基本契約に則って行われるものです。当社とロシュ・ファームホールディングは基本契約において「ロシュ・グループによる当社普通株式売上の制限事項」について合意しております。具体的には、ロシュ・グループは統合後5年（2007年9月30日）までは50.1%を超える株式保有割合の引き上げを行わないこと、統合後5年目以降10年（2012年9月30日）までは59.9%を超える株式保有割合の引き上げを行わないこととなっております。統合後10年目以降は株式保有割合に関する制限はなくなるものの、当社の東京証券取引所第一部における上場維持に協力することで、両社は合意しております。

以上のとおり、当社は、本公開買付けを経て、ロシュ・グループとのシナジー追求を従来にもまして強力に推進していくことが、当社の収益拡大と企業価値向上に繋がると判断し、また基本契約に則った提案であることから、本公開買付けに賛同することを決議いたしました。

ただし、本公開買付けにおける買付価格については、公開買付者が当社株価推移等を勘案のうえ決定したものであり、当社は第三者算定機関に株式評価を依頼しておらず、買付価格が当社に係る公正な株式価値を反映したものであるかについて独自の確認は行っておりません。そのため、当社取締役会は、公開買付者が当社株式を一定程度追加取得することは当社の企業価値増大に貢献すると判断しておりますが、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様判断に委ねることを決議いたしました。

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の内容

当社の取締役兼専務執行役員であるクリストファー・マレー氏、当社の取締役であるフランツ・ベルンハント・フーマー氏、ウィリアム・エム・バーンズ氏、ジョナサン・ケー・シー・ノールズ氏及びエーリヒ・フンツィカー氏は、いずれも公開買付者の発行済株式総数の全部を間接保有するロシュ・ホールディング・リミテッド又はその子会社であるロシュの役員又は従業員であるため、公開買付者と当社との利益相反回避の観点から、上記の当社の取締役会の審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議・交渉に参加しておりません。

(4) 上場廃止に関する見込み

本公開買付けは、買付予定の株式数に上限（54,930,326株）を付しており、当社の上場廃止を企図するものではなく、また、前述の通り、基本契約の中でロシュ・グループは当社の東京証券取引所第一部における上場維持について協力しそのために必要な合理的な行為を行うことで両社は合意しているため、本公開買付けが成立した後も当社は引き続き株式の上場を維持する方針です。また、現時点においては、公開買付者による本公開買付け後の当社株式の追加取得は予定されていません。

本公開買付け後も、当社は、公開買付者がその議決権の過半数を保有する連結子会社として、公開買付者のグループ運営の基本方針を尊重しつつ、自主性・機動性を発揮した自律的な企業活動を行うとともに、引き続き上場会社としての経営の独立性を確保し、株主全体の利益最大化及び企業価値の持続的拡大を図ってまいります。

(5) 今後の見通し

本公開買付けによる、当社業績、経営、研究開発及び設備投資等に重要な影響はありません。

3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

5. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

6. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

7. 公開買付者による買付け等の概要

公開買付者が本日公表した別紙「中外製薬株式会社の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」をご参照下さい。

8. 公開買付けに関する問い合わせ先

株主の皆様におかれましては、本公開買付けの応募手続き等につきご不明な点がございましたら、日興シティグループ証券株式会社（公開買付代理人）または日興コーディアル証券株式会社（復代理人）まで、お問い合わせ下さい。

なお、日興コーディアル証券株式会社では、本公開買付けの応募手続きに関する個人株主様のお問い合わせ先として専用フリーダイヤルを開設しております。

日興コンタクトセンター公開買付け専用ダイヤル【個人株主様専用】

フリーダイヤル： 0120-250-959

開設期間： 公開買付け期間（平成 20 年 5 月 23 日～平成 20 年 6 月 23 日（予定））

9:00～17:00（但し、土・日・祝日を除く）

（注）応募手続き書類のご請求の際は、株主ご本人様がお問合せ下さいますようお願いいたします。

以 上

平成 20 年 5 月 23 日

各位

会社名 ロシュ・ファームホールディング・ビー・ヴィ

中外製薬株式会社の株式に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

スイス連邦バーゼル所在の法人であるロシュ・ホールディング・リミテッドによりその株式の全てを間接的に所有されている同社の完全子会社のロシュ・ファームホールディング・ビー・ヴィ（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、本日付で、下記のとおり中外製薬株式会社（東証1部：4519、以下「対象者」といいます。）の株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

公開買付者は、スイス連邦バーゼル所在の法人であるロシュ・ホールディング・リミテッドによりその株式の全てを間接的に所有されている同社の完全子会社であり、スイス連邦以外の国を本拠地とする特定のグループ会社の持分を所有することを目的として、オランダ王国の法律に準拠して設立されたリミテッド・カンパニー（有限会社）です。公開買付者は、2007年12月31日現在、対象者の発行済株式総数の約50.1%を所有しております。

公開買付者及びその関係会社（以下、「グループ」又は「ロシュ・グループ」と総称します。）は、医薬品分野及び診断分野における、世界有数のグローバルな研究志向のヘルスケア企業グループです。ロシュ・グループは、疾病の早期発見、予防、診断及び治療のための製品及びサービスのイノベーターであり、体外診断薬、癌治療薬、移植術において世界的に主導的な地位にあるほか、ウイルス学におけるマーケット・リーダーです。また、ロシュ・グループは、自己免疫疾患、炎症性疾患、代謝性疾患及び中枢神経系疾患といった、その他の主要な治療分野においても活発に活動しております。2007年において、ロシュ・グループの売上高は461億スイスフランであり、研究開発に84億スイスフラン超を投資いたしました。ロシュ・グループには、全世界で約78,500名の従業員がおります。

ロシュ・グループは、世界第2位の医薬品市場である日本においても、2002年10月以降、対象者を通じて事業を展開してまいりました。当時、公開買付者は、公開買付けや、かつてロシュ・グループの日本における子会社であった日本ロシュ株式会社の対象者による吸収合併等の各種取引を通じ、対象者の発行済株式の約50.1%を取得しました。また、同月以降、対象者は、ロシュ・グループの一員となり、同グループとの間で、戦略的提携（以下、「本提携」といいます。）を構築してまいりました。

本提携は、多くの契約により形成されております。公開買付者と対象者との間では、2001年12月

10日付で締結された戦略的アライアンスに関する基本契約（以下「基本契約」といいます。）において、対象者はロシュ・グループが日本で製薬事業を行う唯一の事業体とされるとともに、同契約において、対象者とグループの間のガバナンス方針が定められております。また、同日付で締結されたエフ・ホフマン・ラ・ロシュ・リミテッドと対象者との間の日本包括的権利契約（Japan Umbrella Rights Agreement）は、対象者に対し、日本におけるロシュ・グループの医薬品の排他的販売権を付与しております。更に、2002年5月に締結されたエフ・ホフマン・ラ・ロシュ・リミテッドと対象者との間の（日本を除く）世界包括的権利契約（Rest of the World Umbrella Rights Agreement）は、ロシュ・グループに対し、対象者の製品を日本以外の地域（大韓民国を除く）において開発し、販売する一定の権利を付与しております。以上のほか、本提携は、研究開発、製造、財務、会計その他の分野における協力関係に及んでおります。このように、公開買付者は、本提携に基づき、対象者の主要な事業パートナーであり、かつ、議決権の過半数を有する株主であるロシュ・グループによる支援を通じて、対象者を、日本有数の総合的な製薬会社として確立することを意図しております。公開買付者は、現時点では、本公開買付け後にかかる対象者の経営方針について重要な変更を行う予定はありません。

本提携は、その構築から5年間、その目的の達成に向け、大きな進展を遂げてまいりました。たとえば、2003年には、ロシュ・グループと対象者は、対象者が特許を有する抗体医薬であるアクテムラの共同開発及び特定の国における共同販促に関する契約を締結しました。また、2007年には、対象者の開発段階のプロジェクトから、3つの新薬候補（そのうち2つは癌分野、1つは糖尿病分野におけるものです。）が、ロシュ・グループにライセンスされました。更に、同年中には、対象者は、日本において、ロシュ・グループからライセンスを受けた抗がん剤であるアバスチン及びタルセバの販売を開始しました。

本提携を構築してから5年超が経過した現在、公開買付者は、対象者の株式を追加取得することにより、その協力関係をよりいっそう強化することを希望しております。かかる株式の追加取得は、本提携の構築の段階から既に考慮されていたものであり、2001年に締結された基本契約においては、公開買付者は、統合から5年を経過して以降は、対象者に対する持株比率を59.9%まで増加することができることとされております。

公開買付者は、対象者に対する持株比率を増加させる方法として、公開買付けを選択いたしました。これは、対象者の全ての株主の皆様へ、その保有する株式を公平かつ均一の条件で現金化する機会を提供するためです。本公開買付けの成立により、公開買付者は、最大で対象者の発行済株式総数の59.9%を所有することとなります。

本公開買付けにおける買付け等の価格である1,730円は、小数点第2位で四捨五入して、本公開買付けの公表日の前々営業日である平成20年5月21日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値の過去3ヶ月間における単純平均値1,278円に対して35.4%のプレミアムを、同1ヶ月間の単純平均値1,458円に対して18.7%のプレミアムを、同日終値1,549円に対して11.7%のプレミアムを加えた金額となります。

公開買付者は、本公開買付けの結果、本公開買付けにおける「株式に換算した買付予定の上限」である54,930,326株の買付けを行った後に、対象者の株式を追加取得することは現時点においては予定

しておりません。なお、応募にかかる対象者の株式数が 54,930,326 株に満たなかった場合における対象者株式の追加取得の可能性につきましては、公開買付者において何らの決定もなされておりません。

- (注 1) 本公開買付けは、日本において設立された会社である対象者の普通株式を対象としております。本公開買付けは、日本の金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。以下「法」といいます。）で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）13 条(e)項及び 14 条(d)項並びに同法の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。
- (注 2) 本プレスリリース中の記載には、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第 21E 条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何ら約束するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本プレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。
- (注 3) 米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）に基づく規則 14e-5 は、一定の適用除外を前提として、対象者を含む「特定関係者」（“covered person”）が、公開買付期間中、公開買付けによらないで対象者の株式を買い取ることを禁止しています。米国証券取引委員会は、「特定関係者」に該当する日本の対象者のための限定的な例外として、公開買付期間中、会社法に従い、単元未満株式の保有者からその保有する単元未満株式を買い取することを認めております。公開買付者は、対象者が当該買取りを行う義務を履行する意思があることを理解しております。対象者が平成 20 年 3 月 27 日に提出した平成 19 年有価証券報告書に記載の平成 19 年 12 月 31 日現在における単元未満株式の総数は 318,361 株です。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商号	中外製薬株式会社	
② 事業内容	医薬品の研究、開発、製造、販売および輸出入	
③ 設立年月日	1943年3月	
④ 本店所在地	東京都中央区日本橋室町2-1-1	
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 永山 治	
⑥ 資本金の額	72,947百万円(平成19年12月31日現在)	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成19年12月31日現在)	ロシュ・ファームホールディング・ビー・ヴィ (常任代理人 西村あさひ法律事務所)	50.08%
	ジェービーモルガンチェースバンク380055 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	4.19%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3.35%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3.28%
	ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドンエスエルオムニバスアカウント (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	1.69%
	東京海上日動火災保険株式会社	1.35%
	ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	1.06%
	インベスターズバンク (常任代理人 スタンダードチャータード銀行)	0.88%
	ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ(ジャパン)リミテッド(ビー・エヌ・ピー・パリバ証券会社)日本における代表者 安田 雄典	0.81%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	0.68%
⑧ 買付者と対象者の関係等	資本関係	当社は、対象者株式280,293千株(平成19年12月31日現在、発行済株式総数に対する所有割合約50.1%)を保有しております。また、当社は対象者の新株予約権付社債(平成19年12月31日現在、残高300百万円、新株予約権の目的となる株式の総数224,556株)を保有しております。
	人的関係	ロシュ・グループは、対象者に対し取締役5名派遣しております。
	取引関係	ロシュ・グループは、対象者との間で基本契約等に基づき、戦略的提携関係にあります。

	<p>関連当事者への該当状況</p>	<p>対象者は、当社の連結子会社です。</p>
--	--------------------	-------------------------

(2) 買付け等の期間

①【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成20年5月23日（金曜日）から平成20年6月23日（月曜日）まで(22営業日)
公告日	平成20年5月23日（金曜日）

②【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は、平成20年5月23日（金曜日）から平成20年7月4日（金曜日）まで(31営業日)となります。

③【期間延長の確認連絡先】

連絡先： 日興シティグループ証券株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
電話番号 03-6270-4250
確認受付時間： 平日午前9時から午後5時まで（土曜、日曜及び休日を除きます。）

(3) 買付け等の価格

1株につき、金1,730円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

公開買付者は、市場株価法及び類似公開企業比較法の各算定手法を用いて、対象者の株式価値分析を行うことにより、公開買付け価格の株式価値の範囲を算定しました。

上記の算定手法によって算定された一株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

(i) 市場株価法

公開買付者は、対象者及び公開買付者が本公開買付けについて公表するプレスリリースを行う平成20年5月23日の前々日を基準日として、対象者の株価終値の1ヶ月間の株価推移（1,243円から1,560円）、3ヶ月間の株価推移（1,087円から1,560円）及び6ヶ月間の株価推移（1,087円から1,953円）、平成19年12月期決算発表日の翌日である平成20年1月31日から基準日までの間の株価推移（1,087円から1,560円）並びに業績予想修正を行った日の翌日である平成20年4月23日から基準日までの間の株価推移（1,353円から1,560円）を基に、1株当たりの株式価値の範囲を算定しています。

(ii) 類似公開企業比較法

対象者と概ね類似する事業を営む他の公開会社の市場株価及び収益性を比較することにより

得られる類似公開企業比較法により、推定市場株価が算定されました。1株当たりの株式価値の範囲を、対象者の平成20年の予想当期純利益に基づき1,057円から1,264円、対象者の平成20年の予想EBITDAに基づき1,021円から1,228円と算定いたしました。

また、公開買付者は、日本国内の会社を対象とし、公開買付者が公開買付け前より対象会社の株式の過半数を所有している場合における過去数年間の公開買付け（公表され終了した取引）をプレミアムの分析として検討の対象といたしました。しかしながら、本件のように公開買付者が対象会社の過半数の株式を公開買付け前に所有しており、さらに公開買付者の公開買付け後の所有割合が3分の2未満となるように上限を付した本公開買付けと類似する公開買付け事例は検討対象期間においては極めて少なく、適切なプレミアムの抽出は困難と考えられました。従って、対象者の株式価値の分析にあたっては、公開買付けにおけるプレミアムの分析は考慮しておりません。

公開買付者は、上記の株式価値の範囲の算定結果に加え、本公開買付けの見通し及び現状推進している提携の効果を踏まえ、対象者普通株式の直近の市場株価にプレミアムを付した価格とする事が妥当であると判断し、本公開買付けにおける公開買付価格を1株当たり1,730円と決定いたしました。1株当たり1,730円という公開買付価格は、本公開買付けの公表日の前々営業日である平成20年5月21日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値の過去3ヶ月間における単純平均値1,278円に対して35.4%のプレミアムを、同1ヶ月間の単純平均値1,458円に対して18.7%のプレミアムを、同日終値1,549円に対して11.7%のプレミアムを加えた金額となります。

②算定の経緯

ロシュ・グループと対象者は、日本国内における両者の医薬品事業の統合を柱とする戦略的アライアンスを実現する事を目的に、2001年12月10日付けで基本契約を締結しており、当該契約に基づき、ロシュ・グループの関係会社である公開買付者は、現在、対象者による第三者割当増資及び対象者及び日本ロシュ株式会社との合併並びに公開買付者による公開買付けを通じて、対象者の普通株式の発行済株式総数の約50.1%を保有するに至っております。

当該基本契約に基づき、2007年10月1日以降、対象者の発行済株式総数の59.9%まで取得することが可能となったことから、ロシュ・グループ及び対象者の戦略的アライアンスの推進を図ることを目的として、出資比率の引上げを行うものであります。

（買付価格の根拠）

公開買付者は、平成20年5月22日、前述の株式価値の範囲の算定結果に加え、本公開買付けの見通し及び現状推進している提携の効果を踏まえ、対象者普通株式の直近の市況株価にプレミアムを付した価格とする事が妥当であると判断し、本公開買付けにおける公開買付価格を1株当たり1,730円と決定いたしました。なお、公開買付者は本公開買付価格の算定に際し、第三者機関の算定書は取得しておりません。

③算定機関との関係

買付価格の算定に際しては、第三者の意見を聴取等は行っておりません。

(5) 買付予定の株券等の数

株式に換算した買付予定数	株式に換算した買付予定の下限	株式に換算した買付予定の上限
54,930,326 (株)	— (株)	54,930,326 (株)

- (注1) 応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定数」(54,930,326株)以下のときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定の上限」(54,930,326株)を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。以下「府令」といいます。)第32条に規定する案分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。但し、応募に際しては、株券を提出する必要があります(単元未満株式が公開買付代理人を通じて株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)により保管されている場合には、株券を提出する必要はありません)。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い買付け等の期間中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、対象者は、市場価格で当該買取りを行います。
- (注4) 買付け等の期間末日までに新株予約権が行使される可能性があり、当該行使により発行又は移転される対象者普通株式も本公開買付けの対象としております。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	2,805,177 個	(買付け等前における株券等所有割合 51.64%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	549,303 個	(買付け等後における株券等所有割合 61.71%)
対象者の総株主等の議決権の数	5,444,807 個	

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数54,930,326株に係る議決権の数です。
- (注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成20年3月27日に提出した平成19年有価証券報告書に記載された平成19年12月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けは単元未満株式についても対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数(上記有価証券報告書に記載された平成19年12月31日現在の単元未満株式数(318,361株)から、本公開買付けを通じて株式を取得する予定がない対象者が保有する単元未満自己株式数(46株)を控除した株式数(318,315株)に係る議決権の個数である3,183個)を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数」を5,447,990個として計算しています(対象者の単元株式数は100株です)。
- (注3) 特別関係者の所有する株券(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)についても本公開買付けの対象としているため、特別関係者からの応募があった場合には特別関係者の所有株券等の全て又は案分比例による場合はその一部の買付けを行うこととなります。かかる買付けを行った場合は、上記「買付け等後における株券等所有割合」は61.71%を下回ることとなります。
- (注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金 約 95,029 百万円

(8) 決済の方法

- ①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
- | | |
|-----------------|-------------------|
| 日興シティグループ証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 |
| 日興コーディアル証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 |

- ②決済の開始日
平成20年6月27日(金曜日)

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の申込みに対する売付け等の申込みをされる方(以下、「応募株主等」といいます。)の住所又は所在地(外国の居住者である株主等(法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。))の場合には常任代理人の住所又は所在地)宛に郵送します。買付けは、現金にて

行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等（外国人株主の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

①【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定の上限」を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。（各応募株券等の数に1単元未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が「株式に換算した買付予定の上限」に満たないときは、「株式に換算した買付予定の上限」以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等の中から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付け等を行うと応募株数を超える場合は応募株数までの数）の応募株券等の買付け等を行います。但し、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと「株式に換算した買付予定の上限」を超えることとなる場合には、「株式に換算した買付予定の上限」を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が「株式に換算した買付予定の上限」を超えるときは、「株式に換算した買付予定の上限」を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとします。但し、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると「株式に換算した買付予定の上限」を下回ることとなる場合には、「株式に換算した買付予定の上限」を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

②【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第2号、第3号イ乃至チ、第4号、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但

し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

対象者が公開買付期間中に、法27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行なった場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

④【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に公開買付応募申込の受付票（交付されている場合）を添付のうえ、本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします。（日興コーディアル証券株式会社は各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続き下さい。）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があつた場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

解除書面を受領する権限を有する者

日興シティグループ証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

（その他の日興コーディアル証券株式会社国内各営業店）

⑤【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、法第27条の6及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行いその旨

を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法27条の8第11項ただし書に規定する場合を除き、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日 平成20年5月23日（金曜日）

(11) 公開買付代理人

日興シティグループ証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために下記の復代理人を選任しております。

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

3. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者および公開買付者は、基本契約において、公開買付者による対象者株式の追加取得を、以下のとおり制限することを合意しております。

- ① 2007年10月1日から2012年9月30日までの間は、公開買付者は、対象者取締役会の事前の承認がない限り、公開買付者及びその関連当事者が、直接又は間接を問わず、公開買付者及びその関連当事者の持株比率の合計が対象者の発行済株式総数の59.9%を超えて増加するような対象者株式の追加取得を行わないようにしなければなりません。
- ② 2012年10月1日以降は、公開買付者及びその関連当事者がその持株比率を増加させること

について、制限はありません。

- ③ 公開買付者及びその関連当事者は、(i)対象者株式の東京証券取引所市場第一部における上場を維持することについて対象者と協力し、(ii)かかる上場維持を確保するために合理的範囲であらゆる行為を行わなければなりません。

- (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報該当事項はありません。

以 上

###

中外製薬の株主の皆様

中外製薬の株主の皆様におかれましては、本公開買付けの応募手続き等につきご不明な点がございましたら、日興シティグループ証券株式会社（公開買付代理人）または日興コーディアル証券株式会社（復代理人）まで、お問い合わせ下さい。

なお、日興コーディアル証券株式会社では、本公開買付けの応募手続きに関する個人株主様のお問い合わせ先として専用フリーダイヤルを開設しております。

日興コンタクトセンター公開買付け専用ダイヤル【個人株主様専用】

フリーダイヤル： 0120-250-959

開設期間： 公開買付期間（平成20年5月23日～平成20年6月23日（予定））

9:00～17:00（但し、土・日・祝日を除く）

（注）応募手続き書類のご請求の際は、株主ご本人様がお問合せ下さいますようお願いいたします。